

諮問第182号の答申 作物統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第182号による作物統計調査の変更（令和6年産以降に係る調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

令和5年12月1日付け5統計第708号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「作物統計調査」（基幹統計調査）の変更を承認して差し支えない。

（2）理由等

ア 水稻に関する調査の変更

（ア）実測調査を行う箇所数の削減

- a 水稻の作況調査として実測調査^{（注1）}を行う対象箇所（作況標本筆）の数については、従前から、3万トン（生産過程における誤差の許容範囲とされている量）と全国の収穫量との比率^{（注2）}が精度として確保されるよう設定されており、平成9年産以降にあっては、全国で約10,000筆が設定されていた。

（注1）「実測調査」とは、地方農政局等[※]の職員及び統計調査員が、作況標本筆に出向いて水稻の生育状況の確認や実った水稻の刈取り等により情報を収集する方式の調査。

※「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

（注2）現状においては、3万トン／全国の収穫量（約1,000万トン・平成9年）＝約0.3%

- b しかし、本申請では、その後における水稻の収穫量の減少を受け、3万トンと全国の収穫量（約730万トン・令和4年）との比率が約0.4%になることを踏まえ、全国で約8,000筆に削減する計画である。
- c これについては、筆数を減らすことにより、単位面積当たりの収量（単収）の結果については、今までより誤差の幅が大きくなり得るものの、
- i）長期的な作付面積及び収穫量の減少を受け、単収と作付面積の積により求められる全国の収穫量については、許容される範囲内に収めることができること、
 - ii）実測調査を行う地方農政局等の職員及び統計調査員の事務負担の軽減にも資するものであること
- から、適当である。

(イ) 報告を求める事項（調査事項）の変更

- a 地方農政局等の職員及び統計調査員が、実測調査の過程で用いる調査票（別記様式第13号（以下「13号様式」という。））は、水稻の収量等を計算するに当たり参考になると考えられる情報を含め、幅広く記録する形で設計されているが、本申請では、別添に掲げる調査事項の整理・削減を行い、13号様式を見直す計画である。
- b これについては、水稻の収量算定上の必須事項又は影響の大きな事項について把握する一方で、行政記録情報等の活用により、実測調査で直接把握する必要性が低下した事項について削減等しようするものであり、結果精度を維持しつつ、実測調査に伴う事務負担の軽減に資するものであることから、適当である。

(ウ) 作況調査の公表の集約

- a 水稻の作況調査については、米が我が国における主食の一角を占める重要作物であることから、最終的な収穫量の公表に先立ち、全国における実測調査の進捗の過程で、当年に予想される収量が多段階（9月25日現在、10月25日現在）で公表されているが、西南暖地の早期栽培等^(注3)に限っては、8月前半に刈取りが行われる地域もあることから、8月15日現在の予想収量についても公表されている。
- しかし、本申請では、西南暖地の早期栽培等についても、全国の他の地域と同様、9月25日時点以降の公表に集約する計画である。

(注3)「西南暖地の早期栽培等」は、徳島、高知、宮崎及び鹿児島早期栽培並びに沖縄の第一期稲を指す。

- b これについては、
- i) 8月15日時点は、まだ、刈取りが一部地域に限られる中での予想値であり、9月25日時点以降、全国一律に、より確度の高い予想値が公表される状況にあって、8月15日時点の値でなければ利活用に支障が生じるという状況ではないこと
- ii) 一方で、8月15日時点の集計・公表を行うための作業についても、事務負担が小さくなく、公表の集約により、事務負担の軽減にも資するものであることから、適当である。

(エ) 公表時期の変更

- a 本申請では、水稻の作付面積調査及び予想収穫量調査の公表時期（以下「本件公表時期」という。）について、表1のとおり、変更する計画である。

表1 公表時期の変更内容と近年の公表実績

調査・公表の区分		現行計画	(参考) 公表実績		変更案
			令和4年	令和5年	
作付面積調査	総数	10月上旬	10月14日	10月13日	10月中旬
	子実用 ^(注4)	11月上旬	11月9日	11月10日	11月中旬
予想収穫量調査	9月25日現在	10月上旬	10月14日	10月13日	10月中旬
	10月25日現在	11月上旬	11月9日	11月10日	11月中旬

(注4) 子実用とは、飼料用などを除いたもの（主に食用となるもの）

b 本件公表時期については、従前から、農林水産省の「食料・農業・農村政策審議会」（食糧部会）における「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）^(注5)の策定に間に合うよう設定されており、令和3年における基本指針の策定期間の前倒しに伴い、前回の変更（統計委員会の答申は、令和3年3月24日）により、現行計画の時期に改めた経緯がある。

しかし、

i) その後の実績として、食糧部会が10月下旬に掛かり得る時期（令和4年は10月20日、5年は10月19日）に開催されており、これに対して、数値の精査を行った調査結果を公表するため、本件公表時期が10月中旬になっていること（表1の「(参考)公表実績」の作付面積調査（総数）及び予想収穫量調査（9月25日現在）欄を参照）、

ii) また、10月の基本指針策定後に大きな作柄変動がなかったことから、11月に、重ねて食糧部会を開催した上で基本指針が改定されることはなかったが、表1の「(参考)公表実績」の作付面積調査（子実用）及び予想収穫量調査（10月25日現在）欄に記載のとおり、本件公表時期が11月中旬に掛る時期に行われており、今後、曜日によっては、11月中旬の範囲になる可能性もあること

から、実態に合わせて調査計画を改めるものであり、最も重要視される利活用に支障が生じていない現状も踏まえ、適当である。

(注5) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抄）

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
2～7（略）

イ 水稻以外の作物に係る調査の変更

○ 調査方法の変更

a 本申請では、表2のとおり、水稻以外の作物に係る収穫量調査のうち、農業経営体に対する調査に、オンライン回答を導入する計画である。

表2 調査方法の見直し

報告者	現行	変更案
関係団体等	郵送、オンライン（e-survey、メール）	郵送、 <u>オンライン</u> （e-survey、メール）
農業経営体	郵送	

b 水稻以外の作物に係る収穫量調査については、農業協同組合や出荷団体等の関係団体等と、農業経営体の双方に対して調査が行われており、現在は、前者について、郵送・オンライン調査（e-survey及び電子メール）で行われている一方、後者については、郵送のみで行われている。

そこで、本申請により、農業経営体についても、回答方法の選択肢を増やすことで、回収率の向上及び報告者の負担軽減を図ろうとするものであり、公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）において、オンライン回答の更なる推進が示されていること^(注6)に沿った対応でもあることから、適当である。

(注6) 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）（抄）

<別表 今後5年間に講ずる具体的施策>

項目	No.	具体的な措置、方策等	実施時期
(5) 農林水産統計のデ	54	○ 農林水産統計においてオンライン回答を促す手法	令和5年度

デジタル技術等による改善及びEBPM推進	の効果検証を行い、回答数に占めるオンラインによる回答数の割合の向上に向けた取組を推進する	(2023年度)から実施する
----------------------	--	----------------

ウ その他の変更

(ア) 公表方法の変更

(イ) 調査の実態を踏まえた調査計画の記載の追加

① 調査の実施時期についての注記の追加

② 審査・集計過程における行政記録情報等の活用について記載追加

- a 本申請では、従前から、作付面積調査や収穫量調査の審査や集計過程において行政記録情報等が活用されていることを踏まえ、表4のとおり、その旨を調査計画に追記するとともに、活用している具体的な行政記録情報のリスト等については、調査計画の参考資料として追加する計画である。

表4 行政記録情報等の活用に係る調査計画の記載

現行	変更案
<p>8 集計事項</p> <p>前記5(1)に掲げる事項について、前記6により得られた結果を地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積りによって補完の上、都道府県別に集計する。</p> <p>詳細については、別添4を参照。</p>	<p>8 集計事項</p> <p>前記5(1)に掲げる事項について、都道府県別に集計する。</p> <p>詳細については、別添4を参照。</p> <p>なお、集計に当たっては、前記6により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積りによって補完するほか、<u>行政記録情報等から得られる情報を活用する。</u></p>

b これについては、

- i) 公的統計の作成に当たり有用な情報とされている行政記録情報等の活用について、調査計画上明確にするものであること、
- ii) 具体的に活用する行政記録情報等については、そのときの状況によって、使用する情報や活用の範囲等も含めて変動し得るものであり、調査計画に直接記載した場合、その変動の都度、変更申請手続が必要となることから、一律に記載するにはなじまないものの、参考資料とすることで、情報の明確化が確保されることから、適当である。

2 過去の答申（平成28年11月18日付け統計委第8号）における「今後の課題」への対応状況

13号様式における調査事項の変更

No.	調査事項	変更内容	変更理由
1	水田における各種作業時期 (播種期、田植期、出穂期、刈取り期)	削除	《行政記録情報等の活用》 ・従前、水田の耕作者から聞き取りなどにより把握していたが、都道府県等の関係機関においても把握しており、その利用により、調査対象者の負担軽減及び調査の効率化が図れるため
2	水稲における普通作区分、機械植え、肥培管理の良否、水管理や肥料投入の状況等	削除	《把握の必要性の低下》 ・従前、10a 当たり予想収量を検証する際の情報として利用していたが、前回の変更（統計委員会の答申は、令和3年3月24日）において、9月調査について、調査期日を15日現在から25日現在に変更したことで、より最新かつ多くの刈取り結果の利用が可能となり（全国の刈取り済面積割合は、9月15日現在においては3割程度であるのに対し、9月25日現在では約5割程度）、これらの情報を利用しなくても、確度の高い予測が行えるようになったため
3	調査する「けい」（畦 [※] ）の選定 (※) 圃場において、植えられた水稲の株（苗）の列のこと	記入欄の修正	《記入欄の明確化》 ・従前の記入欄では、実際に調査した「けい」（※）が当該圃場のどの「けい」であったのか分かりにくく、具体的に記入できるようにするため
4	調査圃場の状況	記入欄の拡大	《記入欄の拡大》 ・従前、調査箇所の略図の記入欄が狭かったところ、略図を十分に書き込めるようにするため
5	水稲の丈の長さ、茎の数	削除	《既に用いられていない事項》 ・従前、「生育の良否」の公表に活用していたが、令和2年産の調査から、実測調査によらず、予測式を利用した手法に順次移行したことで、現在は、活用していない調査事項であるため
6	未調製の生もみの重さ ^(※) (※) 圃場で刈り取って脱穀したばかりの生もみの重さ	削除	《把握の必要性の低下》 ・No.2に同じ
7	水稲の刈取時の倒伏程度	把握内容の簡素化	《把握の必要性の低下》 ・従前は詳細な5段階の倒伏度合いを把握していたが、No.2と同じ理由で確度の高い予測が行えるようになり、3段階の倒伏度合いに集約しても差支えないため
8	稔実歩合調査	削除	《把握の必要性の低下》 ・No.2に同じ
9	被害調査	削除	《把握の必要性の低下》 ・No.2に同じ また、被害の発生時期等に関する情報は、都道府県等の関係機関においても把握しており、その利用により、調査対象者の負担軽減及び調査の効率化が図れるため